

令和 7 年

第 3 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 7 年 4 月 3 0 日

閉会：令和 7 年 4 月 3 0 日

福岡県東峰村議会

令和7年 第3回東峰村議会臨時会

招 集 年 月 日 令和7年4月30日開議
招 集 の 場 所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和7年4月30日 9時30分
議 長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和7年4月30日 10時26分
議 長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	和 田 将 幸	○	2 番	樋 口 朗	○
3 番	佐々木 孝	○	4 番	高 倉 美紀恵	○
5 番	梶 原 伯 夫	○	6 番	高 橋 弘 展	○
7 番	大 蔵 久 徳	○	8 番	佐々木 紀 嘉	○
9 番	黒 川 隆 康	○	10 番	伊 藤 均	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	野 口 善 規
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	樋 口 修 一	住民福祉課長	梶 原 孝 司
農林建設課長	田 嶋 一 洋	災害対策室長	前 田 光 輝
教育課長	國 松 直 美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	坂 本 浩 志		

村長提出議案の題目

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）
議案第 2 4 号	工事請負変更契約の締結について
同意第 2 号	東峰村教育委員会委員の任命について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 2 1 条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 1 2 5 条） 9 番 黒川隆康議員 1 番 和田将幸議員
--

第3回 東峰村議会臨時会会議録

令和7年4月30日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和 7 年 第 3 回東峰村議会臨時会議事日程

令和 7 年 4 月 3 0 日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）

日程第 7 議案第 2 4 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 8 同意第 2 号 東峰村教育委員会委員の任命について

開 会	
議 長	おはようございます。 ただ今の出席議員数は、１０名です。 定足数に達していますので、令和７年第３回東峰村議会臨時会を開会いたします。 （９時３０分）
開 議	
議 長	それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。
日程第１	
議 長	日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、 ９番 黒川隆康議員、１番 和田将幸議員を指名いたします。
日程第２	
議 長	日程第２ 「会期の決定について」を、議題といたします。 本臨時会の会期は、本日４月３０日の１日間としたいと思います。 お諮りします。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認め、会期は、本日１日間と決定いたしました。
日程第３	
議 長	日程第３ 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 （事務局長議案上程報告）
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第４	
議 長	日程第４ 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	皆さん、改めましておはようございます。 本日、ここに、令和７年第３回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 日頃より村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご理解をいただき、深く感謝を申し上げます。 本臨時会におきましては、執行部のほうから専決処分の承認について２件、契約の締結について１件、同意について１件、計４件の議案等を提案申し上げまして、ご審議をお願いする次第でございます。 執行部よりの議案について、ご説明させていただきます。 承認第１号、専決処分の承認を求めることにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。 承認第２号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行することに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議

	決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。 議案第24号、工事請負変更契約の締結につきましては、宝珠山川河川災害復旧工事第120号、第144号の契約の変更にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。 同意第2号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員の鬼丸祐輔氏が令和7年5月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。 以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	2ページをお願いいたします。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和7年4月30日提出、村長名でございます。 3ページをお願いいたします。 東峰村専決第1号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和7年3月31日、村長名でございます。 理由、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。 4ページをお願いいたします。 令和7年東峰村条例第13号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。 東峰村国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。 5ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。 第2条第2項の改正は、基礎課税額等に係る課税限度額について、現行の65万円から66万円に引き上げ、同条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に引き上げるものでございます。 それに伴い、6ページの第23条第1項中の額も同様に改正されるものでございます。 この改正に伴いまして、課税限度額上限が、現行の106万円から109万円に改正されるものでございます。 6ページをお願いいたします。 第23条第1項第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に

	において、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の２９万５千円から３０万５千円に引き上げるものとございます。 ８ページをお願いいたします。 第２３条第１項第３号の改正は、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乘すべき金額を現行の５４万５千円から５６万円に引き上げるものとございます。この改正に伴いまして、５割、２割軽減を受けることができる世帯を拡大するものとございます。 ９ページをお願いいたします。 附則、施行期日、１、この条例は、令和７年４月１日から施行する。 適用区分、２、この条例による改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。
議 長	補足説明が終わりました。 これより質疑、討論、採決を行います。 承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（専決第１号）」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（専決第１号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第６	
議 長	日程第６ 承認第２号「専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	１０ページをお願いいたします。 承認第２号「専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し承認を求める。 令和７年４月３０日提出、村長名でございます。 １１ページをお願いいたします。 東峰村専決第２号、専決処分書。 地方自治法第１７９条第１項の規定により、東峰村税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和７年３月３１日、村長名でございます。 理由、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税

	法施行令及び国有財産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。 12ページをお願いいたします。 令和7年東峰村条例第14号、東峰村税条例の一部を改正する条例。 東峰村税条例の一部を別紙のように改正する。 13ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。 第18条の改正は、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令の改正に伴うものでございます。 次に、第18条の3の改正は、第18条の改正に伴う規定の整備によるものでございます。 13ページから14ページでございます。 第34条の2の改正は、控除すべき金額について、特定扶養、特定親族特別控除額、19歳から23歳未満等の要件を満たす方を追加するものでございます。 15ページをお願いいたします。 第36条の2第1項の改正は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の追加によるものでございます。 15ページから16ページになります。 第36条の2第10項の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、項ずれを反映したものでございます。 同じく16ページでございます。 第36条の3の2第1項第3号の改正は、法律の改正にあわせて特定親族を追加し、一部を削除するものでございます。 17ページをお願いいたします 第36条の3の3の改正は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定の追加によるものでございます。 18ページをお願いいたします。 第36条の3の3第1項第3号の改正は、法律の改正にあわせて特定親族を追加し、一部を削除するものでございます。 同じく18ページでございます。 第63条の2第1項第1号の改正は、法律の改正に伴い項ずれを反映したものでございます。 19ページをお願いいたします。 第82条の改正は、第1号、原動機付自転車のうち二輪車のもので総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税額が2千円とされたことに伴う細分の追加及び細分追加に伴う細分のずれを反映したものでございます。 20ページをお願いいたします。 第89条第2項第2号は、法律の改正に伴う項ずれを反映したものでございます。 同項第5号の改正は、法律の改正により追加するものでございます。 21ページをお願いいたします。 第90条第2項及び第3項中の改正は、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の追加によるものでございます。
--	---

	22ページをお願いいたします。 第139条の3第2項第1号の改正は、法律の改正に伴う改正及び項ずれの反映によるものでございます。 23ページをお願いいたします。 附則、第10条の2、23項から26項の改正は、法律の改正による項ずれの反映によるものでございます。 24ページをお願いいたします。 第10条の3第14項の改正は、法律の改正により、特定マンションに係る特例について、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができるとする規定の新設及び第15項、第16項は項ずれによる改正でございます。 同じく24ページ、右側下、改正前の第10条の5、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申請等に係る規定は、法律の改正により削除するものでございます。 27ページをお願いいたします。 右側、第10条の6、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定は、法律の改正により削除するものでございます。 29ページをお願いいたします。 第10条の5の中の改正は、法律の改正に伴い条ずれの反映によるものでございます。 32ページをお願いいたします。 第16条の2の2、条の新設は、加熱式たばこに係る国、地方のたばこ税の課税方式基準について、重量のみに応じて紙たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする見直しによる法律の改正によるものでございます。 34ページをお願いいたします。 附則 施行期日、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 1号、第34条の2、第36条の2第1項ただし書き、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、令和8年1月1日。 2号、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定、令和8年4月1日。 3号、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。 公示送達に関する経過措置、第2条、この条例による改正後の東峰村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以降にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。 村民税に関する経過措置、第3条、新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書きの規定は、令和8年度以後の年度分の個人の住民税について適用し、令和7年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。 2項、令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書き中「特定親族特別控除額、（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項について同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
--	---

	3項、新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払いを受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書きに規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払いを受けるべきこの条例による改正前の東峰村税条例、35ページをお願いします。（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書きに規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。 4項、新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払いを受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。 固定資産税に関する経過措置、第4条、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 軽自動車税に関する経過措置、第5条、新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。 村たばこ税に関する経過措置、第6条、次項に定めるものを除き附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項について同じ。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。 2項、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、東峰村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。 1号、東峰村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数。 2号、新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数。 3号、前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。以上でございます。
議長	説明が終わりました。 これより質疑、討論、採決を行います。 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 （討論なし）
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。

	承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、承認することに決定されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第24号「工事請負変更契約の締結について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 災害対策室長
災害対策室長	36ページをお願いします。 議案第24号「工事請負変更契約の締結について」 宝珠山川河川災害復旧工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。 令和7年4月30日提出、東峰村長名でございます。 1 契約の目的 宝珠山川河川災害復旧工事（第120号）（第144号） 2 契約の変更内容 （1）原契約金額 6,094万円 （2）変更後の契約金額 6,425万7,600円 （3）変更する額 331万7,600円 3 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地の3 株式会社大藪組 東峰営業所 所長 本河正明 備考といたしまして、 工期 令和7年5月30日まで 工事の場所 朝倉郡東峰村大字宝珠山地内 工事の概要につきまして、復旧長36.6m、石積工237㎡、コンクリート擁壁工（もたれ式）28㎡が47㎡に変更しております。それから、水叩き工107㎡が150㎡に変更しているものでございます。以上でございます。
議 長	これより質疑、討論、採決を行います。 議案第24号「工事請負変更契約の締結について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 （討論なし）
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第24号「工事請負変更契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	

議 長	日程第8 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	37ページをお願いいたします。 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。 令和7年4月30日提出、東峰村長名でございます。 氏名 鬼丸祐輔 住所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原962番地の1 生年月日は、そちらに書いておりますので、お目通し願いたいと思います。 任期 令和7年5月31日から令和11年5月30日まで 提案理由、現東峰村教育委員会委員の鬼丸祐輔氏が令和7年5月30日をもって任期満了となるが、引き続き同氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 なお、38ページに略歴書を付けておりますので、お目通し願いたいと思います。以上でございます。
議 長	これより質疑、討論、採決を行います。 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員
8 番	少し質問の前談議が長くなりますが、前を言わないと誤解を招いては困りますので。 今日のこの議案上程の教育委員さんの人格、いろんな問題等ありますので、そのことを言う質問ではございません。まず、予めお断りをしておきたいと思います。 何で今日、この質問かというと、私どもが1期目のときに、やはりこういうふうな人事案件については、いきなり出されて、人物もよく知らないことで、採決というふうなことも過去あっております。 ですから、議員として、やはり同意あるいは不同意ということになれば、やはりどういう人物なのかということは、当然やっぱり知ってしかるべきこともあるということの、一つの問題点を投じながら質問させていただきますが。 この教育委員会制度が、教育委員長それから教育長のあり方が変わって数年、約8年か何年経っております。教育委員会、委員さんのあり方も少しずつですが変わってきております。 そういう中で、村の教育委員さんの選考については、どのような選考と、基準ではなくて選考の観点として、あるいは視点として、どのようなことで選考されているのか、まずお尋ねしたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	選考の観点につきましては、やはりここは、東峰村は宝珠山地区と小石原地区が合併したという経緯もあります。 そういうふうな観点から、小石原地区、宝珠山地区のバランスということが、まず1点目。 2点目が、最近男女雇用ということでジェンダーレスのこともありますけど、男性、女性のバランスというのが2点目。

	そして、その前提となる教育委員としてのそういった資質、というのが基本的に、法的にも規定されておりまして、人格が高潔で教育、学術、文化に関し識見を有する者ということの規定がございます。 ですので、そういうふうな3つの観点で選考をしているというところが、考えてございます。以上です。
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	今、教育長のほうから3つの観点ということで答弁がありました。 もちろん人格、いろんな問題等が、そういうところで選考されているのだらうなというふうに思ってはおりますが、一般論でいう多数改選についてはどのような考え方を持っているのかをお尋ねしたいんですが。 というのが、私も年が行きましたので、昔の話をすると、ある程度昔のほうは高年齢の方が教育委員さんになっておられて、以外と何と言いますか、年限というか任用期間というか、そういう期間がある程度は考えられていたんですが。 今の現在は、若い人の教育委員さんの登用等もありますので、そういう方たちの場合は、やはりかなり年齢が若かかれば、改選、改選、改選が続くこともあり得るだろうなと、いうようなことを思っておりますので、そういうふうな多数改選については、どのような考え方を持っているのか、お尋ねしたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	基本的にできるだけいろんな年齢構成の方を入れるべきだというのは、もう以前もこの委員さんの選定にあたってですね、いろいろご指摘は受けたところでございます。 今回も、やはり本人の意向もさることながら、情報収集をしておったんですが、なかなかやっぱり結構な委員会の開催の日程とか回数とかもございまして、その辺りを考えたときに、十分な、そういった適任という形での情報収集が十分にはできなかった、という点があります。 できるだけやっぱり、いろんな方になっていただくというのがあれなんですけど、その辺りが我々の努力不足ということもあるかもしれませんが、そういうふうにもどうしても同じ方、人材を十分に、手広く情報収集するというのが難しかったというところが結論でございます。 もう1点は、今、教育の大きな変わり目でもあります。部活動の地域移行、それからICTを使った新たな教育環境の充実、また、本村における東峰学園においては、複式の問題もあります。いろんな形で教育の変わり目ですね、教育委員さん方はやっぱりいろいろ経験を積んで、その辺りに対応していくような経験値も必要かと思っております。 そういった意味合いで、この前新しく仲道委員さんになっていただきました。 それで、年齢的には少しあれなんですけど、今度やはり学校それから社会教育含めて、どのような感じでスポーツ環境を充実させていくことから考えたときに、その体制を継続していく、教育委員の体制を継続していくという観点から、このような結論に至ったわけでございます。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	先日、23日の全員協議会で、教育課長の説明があまり理解できなかった件について質問します。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条5項に、教育委員の任命にあたっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。 しなければならないということは、自治体の義務だと解釈できると思います。 一方、法律第47条の5第2項の、学校運営協議会の委員は対象学校に在籍する生徒・児童の保護者と規定されています。東峰村では、対象学校は東峰学園なので、運営

	協議会はそのように組織されています。 教育委員会の規定には対象学校は記載されていませんが、それは全国で見れば、同じ自治体の中に高等学校も複数の学校があるから規定できないからだと思いますが、東峰村では東峰学園だけです。保護者は東峰学園の保護者と解釈するのが法の趣旨に沿ったものだと思います。 教育課長は全員協議会で、教育事務所の見解を説明しましたが、私は、東峰村の教育を、より児童生徒、保護者に寄り添ったものにするためには、現役の保護者を教育委員に選任するのが、教育行政に求められる姿ではないかと思いますが、教育委員会の考えをお尋ねいたします。
議 長	教育長
教 育 長	その教育委員さんに保護者枠というのが設けられております。この保護者枠の要件です、これにつきまして、前回のとき、その前回のときも、この要件は本当の、実際の保護者なのかということで、解釈についてですね、非常に悩みました。 いろんな福岡県全体のそういった規定なり、実際になってある方の状況なりをいろいろ調べた結果、最終的には高校まで、18歳以下が保護者であるというふうな解釈をいただきました。 それで、できるだけ東峰村の場合は、いろいろ選択の幅を狭めておくよりも、ある程度幅を広げておいたほうが選定しやすいというところもあり、この解釈を取ったわけでございます。 なかなか実際、樋口議員の言われること、確かに東峰学園ならば小学校、中学校から対象がいいんじゃないかということもよく理解できます。それも、そういうふうな適任の方がいらっしゃればですね、そういう方向で考えていくというところは、やぶさかではないと思っております。 ただ、今回、先ほども申したように、いろんな教育の過渡期、転換期ということもあって、体制整備を優先させていただいたということが正直なところでございます。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	教育長さんの言うこともよく分かります。 ただ、やはり先ほども何回も言いましたように、うちの村には高校はありません。東峰学園だけがですね、唯一の村立の学校でございます。 人材のことを言いましたけども、そういった教育委員にふさわしい人材について、教育委員会でそういった候補者というのを何名か上げて、議論したのかどうかをお尋ねします。
議 長	教育長
教 育 長	今回においては、もう一人の女性の方が保護者枠ということで、前回のときにも決定しておりましたので、今回、じゃあ保護者枠の方を選定しようというところは、今回の選定についてはございません。 前回はそういう規定が、要件がありましたので、あてはまるか否かということを考えてうえて、前の女性の委員さんをお願いしたという経緯がございます。 今後は、そのような方向も考えてですね、人選については幅広い目で選考にあたっていくというところを、十分に考えていきたいと思っております。以上です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	今の質問、それに教育長の答弁、おっしゃっていることはよく分かりますけれども。 前回も申し上げましたが、同じ方が多年にわたって委員をされるということについてですね、本当にどのように考えておられるのか、ということがまず知りたいところなんですけれども。

	この方は、もう既に10年されておるといことで、今回再任されると14年になります。この10年しっかり頑張っていたいて3期終わりましたよね、今度4期目になると思いますが、よく頑張っていたいている。そして、今おっしゃるように、過渡期だからということですが、教育というのは常に変化しておりますので、常に過渡期なんですね。 そういう意味でも、同僚議員が言われたように、若い現役の学園の保護者からやっぱり選ぶべきではないかと、私は考えておりますけども、そこ辺りいかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	ちょっと反問という形ではございませんが。 今の質問に対しては、教育委員の案件に対するものなのか、いわゆるいろんな委員がございます。それについての案件でよものかによって回答も変わる。要するに答弁者も当然変わりますので、教育委員の案件についてのみ言われているのであれば、その旨をお伝えいたしたいと思います。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	村長の今の反問はちょっと意味が分からないんですが、これはあくまでも教育委員ということで、私も質問しておるところです。
議 長	村長。 教育委員の任命の過程について、いろんな問題について、それについては別の話であって、今回のですね、同意については、教育委員、この人のね、同意できるかできないかの話ですので、あんまり違う形でのですね、教育委員の行政のあり方をどうのということは、同意案件としては少し違ってきますので、そのところは少し踏まえた質問にお願いをしたいと思います。 本人がどうなのかと、一応人事案件については、行政の範囲の中にあります。その中で、我々は同意できるのかと。同意できないであれば、その方が同意できないのであれば、不同意という形の中になるのかと思いますので、何もかにも含めてですね、このことについて、同意案件の中に含めて質問されても、先ほど村長が言った反問権の中にも出てくるという形になるのかと思いますので、その辺りのところはしっかりご理解いただいてですね、質問をお願いしたいと思います。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	今回のこの教育委員さんの任命の選任の過程ですね、少しお尋ねしたいんですけども。 気になるのが保護者枠というところの扱い方に関して、ちょっと複数の議員等で思っていることと教育委員会、教育長であつたりの、ちょっと考え方の違いがあるのかなと思ったところで聞いております。 そこで、前回の女性の委員さんを選任されたときにも、その方が保護者枠というふうな説明であつたかと思ひます。 1つお尋ねしたいのが、今、教育委員さんを選任されるときに、要は、その保護者枠の人が退任されるときに新たな保護者枠の方を決められるようになっているのか、あるいは保護者枠の方が保護者枠の資格がなくなるというのか、要は、子どもさんが成年されたりとか、そういったタイミングで、その方は残るけども違う方を選ぶのか、どういったふうな形で保護者枠というところの運用というかですね、されているのか、まずお尋ねしたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	基本的に先ほどの解釈で18歳までが保護者枠であると、そういうふうに解釈しております。 それで、18歳までの保護者枠の方がいらっしゃるならば、まだその方が任期があり

	ますので、その保護者枠ではない形で人選という形になるというふうにお考え下さい。 今の時点で保護者枠を作った場合、保護者枠は2名という形になりますので、1名おれば十分だということでの解釈ですので、今回はその保護者枠を選定するというふうな方向にはいかなかった。保護者枠という枠組みでの選定、情報収集はしておりません。以上です。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	もう1点、保護者枠というところで気になっているのが、今まで保護者枠とされてきた方々というのが、東峰学園に在籍する子どもの保護者になってきた経緯があると思います。その方が一切いなくなるということが、この東峰村になって初めてじゃないかなというところで、ちょっと危機感を持って質問しているかと思うんですね。 そういったところで、現時点で1名の委員さん、保護者枠の方の子どもさんが今度高校に上がられたかと思います。そうなった上で、保護者枠の中に東峰学園の子どもさんがいないような形での教育委員会の体制ってなった場合に、今までと何か変わる部分、もう少し努力していかないといけない部分、今までは東峰学園に保護者さんがいたことが、何かしら教育行政にとってプラスになっていた部分が合ったかと思います。 それがなくなるということに対して、何か取り組まれるというか、考えられていることということがあるんでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	保護者枠で、もう直近でそういう情報が入ってくる場合と入ってきにくい場合があるんじゃないかということだと思いますけど。 基本的に小さな村ですので、その辺りの情報収集については、そんな難しい面はないかと思います。学園ともほんと一体化して、教育委員会と学園は常に一心同体で一体化して動いておりますので、その辺の情報については、全然問題はないと思います。 むしろ要件として18歳までということに上げたことによって、幅が広がるということを経験として、私としては考えて、教育委員会としては考えております。 ですので、いろんな問題というか、情報が入りづらくなるとかいうことはあんまりない、というふうに私としては結論付けています。以上です。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第2号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、同意することに決定されました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があつています。これを許可いたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。 本日、令和7年第3回東峰村議会臨時会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただきま

	して、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決またご同意いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。 さて、令和7年度も既にひと月が経過いたしました。4月、5月は出納整理期間ということで、6年度の整理と7年度の事業執行を行っているところではございますが、まだ災害復旧・復興、また日田彦振興など、早急に進めなければならない事案が山積しておるところでございます。 議員の皆様にも協議いただいている案件につきましても、時期的にですね、しっかりやり遂げなければいけない部分もございます。そういった部分もございますので、今後とも皆様のご理解、ご協議をいただきたいと思っているところで、よろしくお願いしたいというふうに思っております。 5月の連休については、天気が少し心配されるところではございますが、村の最大のイベント民陶むら祭が盛況に開催されますことを祈念いたしますとともに、議員各位におかれましても、健康でご活躍されますことを心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。
議 長	これをもちまして、令和7年第3回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (10時26分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 議 員 議 員